平成２７年（再イ）第１１３号
さいたま市南区内谷５丁目28番19号　プランドール201号室
再生債務者　今井　　剛
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２９号
横浜市港南区上大岡東２丁目２番17号　103
再生債務者　里崎　広和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第３１号
神奈川県高座郡寒川町大曲３丁目６番14号
再生債務者　渡邉善比古
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第２号
静岡市駿河区登呂３丁目６番37―309号
再生債務者　佐々木樹則
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第１０号
愛知県春日井市割塚町143番地　シュロス春日井501号
再生債務者　伊藤　隆晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（再イ）第２７号
名古屋市緑区平子が丘2523番地　シティハイツ左京山24―８号
再生債務者　山田　尚子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（再イ）第４６号
岡山市北区伊福町３丁目11番１号リビンコートプライム伊福町1206
再生債務者　小田上真弓
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第３号
岡山県玉野市和田７丁目３番21号
再生債務者　市原　正生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（再イ）第１号
山口県下松市生野屋西４丁目２番７号
再生債務者　山本　真玄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月15日　山口地方裁判所周南支部

平成２８年（再イ）第２号
佐賀県東松浦郡玄海町大字今村4991番地１　九州電力㈱今村寮Ｎ213号
再生債務者　臼木　寛之
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（再イ）第３号
北海道登別市美園町５丁目32―１（住民票上の住所　札幌市北区西茨戸４条２丁目６番14号）
再生債務者　高松　泰史
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２８年（再イ）第１号
青森県弘前市大字大森字勝山172番地
再生債務者　棟方　眞一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日　青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（再イ）第９号
広島市安佐南区長楽寺２丁目２―17―304（住民票上の住所）広島市安佐北区大林１丁目１番35号
再生債務者　川尻　弥生
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成28年６月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年６月16日
広島地方裁判所民事第４部

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢・性別不詳
上記の者は平成28年５月10日午前５時30分頃、神奈川県座間市相模が丘４丁目28番６号の火災現場において、全身炭化した状態で発見された。死因は全身性火傷。遺体は身元不明のため、火葬に付し、遺骨は当市の無縁墓地に保管してあります。心当たりの方は、当市福祉部生活援護課まで申し出て下さい。
平成 28 年６月 29 日
神奈川県　　座間市長　遠藤三紀夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢40歳から70歳代、女性
上記の者、平成28年５月８日午前７時40分頃、神奈川県三浦郡葉山町堀内1025番地地先、葉山灯台から真方位271度、3,600メートル付近海上で発見された。身元不明のため火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、当市の福祉部社会福祉課まで申し出てください。
平成 28 年６月 29 日
神奈川県　　逗子市長　平井　竜一

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、身長約170㎝、中肉体型、耳が隠れるくらいの茶色の頭髪、着衣は紺色作業着上下、黒色アンダーシャツ、黒色スリッパ様の履き物、所持品は財布、タブレット端末、スパッツ、バスタオル、ネックウォーマー、ガムテープ等
上記の者は、平成28年４月12日午後６時20分頃、米子市久米町地内、米子城跡北側の山中で首を吊って死亡しているところを発見されました。死亡日時は平成28年３月上旬頃と推定され死因は縊死です。
身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりの方は、当福祉事務所福祉課まで申し出てください。
平成 28 年６月 29 日
鳥取県　　米子市長　野坂　康夫